

簡易型プロポーサル説明資料

1 総 則

本事業は、「採用広報用動画の撮影・制作」の簡易型プロポーサルの実施要領について説明するものである。

2 事業の趣旨

本事業は、日頃海上自衛隊を検索しない年齢層〔募集対象者（18歳～32歳）及び募集対象者の保護者等〕が、検索するきっかけとなる仕掛けを有し、海上自衛隊を就職先として意識できる内容かつ海上自衛官の生活、勤務の様子を正確に伝える内容の動画を制作するものである。

3 提案に関する要求

(1) 提案に関する前提条件

ア 主にSNS（Instagram、X）での配信を踏まえたものであること。

イ 映像の内容は、以下のURLに示す映像と同程度以上のクオリティを維持した提案とすること。

- ・ 採用広報用動画

https://youtu.be/UQ_w9xH5pGc

- ・ 部隊紹介動画

<https://youtu.be/BELmq1UCKyI>

ウ 理解しやすいよう平易な内容であること。

エ 制作した動画及び官側が指示する動画のPR活動及び広告配信（契約相手方で可能なメディア向けリリース配信等）も含んだ提案とすること。

オ 全ての撮影した映像の提出

(2) 企画提案に関する要求事項

ア 以下の各項目に関する提案をすること。

(ア) 動画制作コンセプト（必須）

(イ) 制作した動画のPRの方法（必須）

(ウ) その他、自社の能力でアピールできること。（加点）

(エ) 見積額（必須）

4 企画提案以外の履行内容

別添仕様書のとおり。

5 事業規模及び契約期間等

(1) 事業規模

簡易型プロポーサルの結果、最も優れた提案に基づき調達を予定している本事業の規模は、18,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を予定している。

よって、第6項による提出書類の作成に当たっては、事業規模を超えない範囲での提案内容とすること。

(2) 契約予定時期

、令和7年7月中旬

(3) 契約履行期限

令和8年3月31日まで。

6 提案資料等の作成及び提出

(1) 作成要領

ア 言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

イ 枚数制限

10枚

ウ 提出方法

メールにより電子ファイルにて提出する。

(2) 提出期限

令和7年6月20日（金）17時15分までとする。

(3) 提出先

メールアドレス：kasahara_chizuru@ext.mso.mod.go.jp

連絡先：03-5366-3111（内線50255）

なお、提案資料等を提出後、上記提出先に連絡すること。

7 評価の実施

(1) 提出された提案資料は、審査員が別紙に基づき評価を行い、合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、得点が高い者を契約候補者とする。

(2) 評価結果は、令和7年7月4日（金）を目途に通知する。

8 その他

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
この簡易型プロポーサルに参加を希望する者は、「入札及び契約心得」
(海幕経第183号。27. 3. 18)、入札公告及びこの簡易型プロポーサル説明書並びに契約条項を了知の上、参加しなければならない。
- (3) 本事業で知り得た情報（公知の事実を除く。）は、その保全を徹底し、
官の同意を得ることなく無断で第三者に流出させてはならない。
- (4) 簡易型プロポーサルの内容等に関する質問等については、第6項の提出
先に照会すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に係る経費については、提案者の負担とする。
- (6) 提出された提案資料は返却しない。
- (7) 提出された提案資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- (8) 他の者に関する説明内容及び審査状況について、その者（法人又は個人）の利益を損なうおそれがあると認められる場合には、非開示情報として保護される。

調達要求番号：

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	
名称	採用広報用動画の制作・広告配信	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年5月22日
		改正年月日	
		海上幕僚監部人事教育部人事計画課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上幕僚監部人事教育部人事計画課が調達する採用広報用動画の撮影・制作（以下、この役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

著作権法（昭和54年法律第48号）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）別冊

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 全体方針

この役務は、日頃海上自衛隊を検索しない年齢層〔募集対象者（18歳～32歳）及び募集対象者の保護者等〕が、検索するきっかけとなる仕掛けを有し、海上自衛隊を就職先として意識できる内容かつ海上自衛官の生活、勤務の様子を正確に伝える内容とすること。

2.1.2 制作動画の掲載場所

海上自衛隊ホームページへの掲載のほか、海上自衛隊公式YouTubeチャンネル及び海上自衛隊公式SNSアカウント（X及びInstagram）等への掲載

2.1.3 制作する動画の概要及び制作期間

契約相手方が制作する動画の概要は付表1を標準とし、制作期間は、契約締結後から付表1の項番1のうち1本、2のうちの1本及び3は令和7年12月31日、付表1の項番1のうち1本及び2のうちの1本は、令和8年3月31日までとする。

2.1.4 動画の制作に伴う企画書の提出

契約の相手方は、契約締結後、企画書を提出すること。企画書の内容は次のとおり。

- 制作する動画の概要（付表1）のうち、令和7年度採用広報用動画の制作スケジュールを明記すること。
- 制作する動画の概要（付表1）のうち、部隊紹介動画の契約相手側として対応可能な月日を企画書に示すこと。
なお、予定変更等に対して順応できる体制であること。
- 制作する動画の概要（付表1）のうち、項番2及び3に示すもの（項番1は任意）には、付図1に示すキャラクターを登場させること。契約の相手方は、監督官と調整し、監督官が所有するパペット（縦約30cm）を撮影に使用することができる。
- 令和7年度採用広報用動画の映像は、海上自衛隊に関心の低い視聴層へのアプローチ手法として、有名インフルエンサーの起用やアニメーションを用いる等の具体的な提案を明記すること。
なお、映像の内容は、以下のURLに示す映像と同程度のものとする。

- ・ 採用広報用動画：https://youtu.be/UQ_w9xH5pGc
- ・ 部隊紹介動画：https://youtu.be/BELmq1UCKyI

e) PR活動

この役務で作成した動画（付表1の項番1、3）及び監督官が指定する動画について、契約相手方で可能なメディア向けリリース配信、SNS等による広告配信を行い、その概要を企画書に示すこと。

2.1.5 動画の撮影

動画の撮影については次のとおり。

- 契約相手方は大湊、横須賀または下総を標準として撮影を実施する。
なお、映像の撮影を実施する際の部隊等への立ち入り、車両乗り入れ及び撮影日時等に係わる事項については、監督官から別途指示する。
- 動画撮影に伴う各基地への立入申請及びインタビュー対象者の選定にあたっては、監督官への申請に基づき官側の支援を受けることができる。
なお、部隊等への立入時に撮影機材等の種類の提出等を求める場合がある。
- 撮影に伴う移動費、食費及び宿泊費等の経費は契約の相手側が負担すること。

2.1.6 制作順序及び納入方法

各動画の制作順序は契約後の監督官との調整において決定するが、制作が完了した動画から監督官等と調整のうえ納入すること。

2.1.7 動画の制作編集

契約の相手方は、動画の制作編集について、2.1.4項で提出した企画書により、監督官と調整の上、撮影した動画映像及び官側が提供する構成映像を基に次により行うこと。

- 解像度** 撮影の解像度は“4K以上”とすること。
- ナレーション等** ナレーション原稿は、契約相手方が作成し、監督官に事前に承認を得たものを使用すること。また、ナレーターは、契約相手方が選出し、監督官が指名した者を採用すること。
- BGM（使用する場合）** 契約相手方は、各シーンに適したBGMを制作または選定し、監督官に事前に承認を得たものを使用すること。また、BGMの使用に伴う著作権等の諸手続きは、契約の相手方が行なうこと。
- CG（使用する場合）** 映像に挿入するCGは、必要に応じて契約の相手方において作成すること。

2.1.8 進捗管理

契約の相手方は、月に1度を標準として、動画等の制作編集状況を対面、メール又はリモート方式等の適宜の方法で監督官に報告すること。

2.1.9 校正

契約相手方は、監督官の立ち合いのもと海上幕僚監部人事教育部人事計画課（以下、人事計画課という。）において試写を行う。その際、修正箇所があった場合は動画等の修正を行い、修正後に監督官の立ち合いのもと人事計画課において再度試写を行い監督官の承認を得ること。

なお、各動画の校正回数は2回を標準とする。

2.2 映像の編集場所

映像の編集は、契約相手方等が所属する会社及びスタジオで行うこと。

3 作業従事者名簿の提出

契約相手方は、以下に示す事項の証明として、契約決定後速やかに、作業従事者名簿（付図1）を作成し監督官に提出すること。

なお、この役務の履行にあたっては、監督官の承認が得られた作業従事者以外の者を従事させてはならない。また、契約相手方の都合等により作業従事者を変更する場合は、監督官の承認を得て、代わりの者をこの役務に従事させることができるものとする。

4 納入先

中央業務会計隊（海上幕僚監部人事教育部人事計画課）

5 監督・検査

5.1 監督

監督は、海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9.5.30）を標準とするほか、立会い、確認、その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

5.2 検査

検査は、海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9.5.30）を標準とするほか、撮影した映像に対する完成検査及び提出書類等の書類審査により行う。

6 出荷条件

完成データの納入は、監督官が別途指定する電磁記憶媒体（DVD）により行うこと。電磁記憶媒体等の個装は、ハードケース等により内装を行うほか一般商慣習によること。

7 その他の指示

7.1 提出書類

提出書類は表1のとおり。

表1－提出書類

番号	書類等名	提出先	部数	提出期日	備考
1	企画書	監督官	1	契約後速やかに	様式適宜
2	作業実施者名簿	監督官	3	契約後速やかに	付図2
3	下請負承認申請書	監督官経由 契約担当官	3	必要の都度	付図3
4	作製した映像を録画した 電磁記憶媒体	検査官	1	納入時	
5	検査等申請書	監督官経由 検査官	3	完成検査時	書式第22
6	納品書	監督官経由 検査官	3	役務終了後、速やかに	海補第3021様式
7	終了届	検査官	3	役務終了後、速やかに	書式第22

7.2 官側による支援

契約の相手方が希望する場合は、監督官の承認を得て以下に示す支援を受けることができる。

- 官側の保有するデータ及び資料などの閲覧に関する事項
- 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項

7.3 情報保全

契約の相手方は、この役務の履行にあたり知り得た事項は、この役務を履行する目的以外に使用してはならない。また、業務実施上知り得た情報について守秘義務を負うものとし、契約履行中及び契約履行後を問わず、他に漏らし又は利用してはならない。

7.4 下請負

契約の相手方は、この仕様書に基づく契約の一部を第三者に再委託し、請け負わせる場合（以下、下請負という。）は、事前に下請負する業務内容及び第三者について、監督官経由契約担当官に申請（付図2）し、承認を受けなければならない。

7.5 知的財産権

契約の相手方は、官に提出された著作物に関する全ての著作権[著作権法（昭和54年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。]を納入と同時に官に譲渡し、また、契約の相手方は著作者人格権を行使せず、契約の相手方は第三者に著作者人格権を行使させないこと。

7.6 その他必要な事項

その他必要な事項は次のとおり。

- この役務に従事する者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力及びその

他の方法で破壊又は否定することを主張する団体等，その他を結成し又は加入し若しくは協力していない会社及び者であること。

- b) この役務で撮影した映像（白素材）も併せて納入すること。また、最終的に使用しなかった映像についても、この役務で撮影した映像はすべて官側に引き渡すこと。

7.7 疑義事項

この仕様書の内容において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議する。

また，役務の内容（動画の方針，制作，編集など）において疑義が生じた場合，監督官と調整し，オンラインまたは対面にて適宜の説明を受けることができる。

付表 1－制作する動画の概要（案）

項 目		撮影内容と場所			撮影所要 日数 (標準)
項番	項 目	内 容	時間映像	制作本数	
1	令和7年度採用広報用動画	海上自衛隊という組織が就職先として魅力的かつ 関心を示してもらえる内容 海上自衛隊の「格好良さ」をアピールできるもの	15秒	2	
2		海上自衛隊という組織が就職先として魅力的かつ 関心を示してもらえる内容 海上自衛隊の持つ従前のイメージに対し「意外 性」「親しみやすさ」をアピールできるもの	15秒	2	
3	部隊紹介動画	多用途支援艦 すおう	3分	1	2日
			30秒	1	
			30秒	1	

付図1ー登場させるキャラクター（案）



海上自衛隊採用広報アンバサダー「カイジョウジエイ鯛くん」

【参考】海上自衛隊採用広報 X アカウント：@JMSDF_RECRUIT
海上自衛隊採用広報 Instagram アカウント：@jmsdf_recruit

提案資料等審査要領

本要領は、本作成要領に従って「採用広報用動画の撮影・制作」（以下「本事業」という。）に係る契約候補者を選定するため、提案者の提出した企画提案書等の審査の要領について定める。

1 審査の方法

提出された企画提案書等については、次項の評価要領に基づき審査を行い、本事業の趣旨に合致した企画提案書等を提出した者を契約候補者とする。

2 審査要領

(1) 提案資料等の評価

提案資料等の評価は、以下に基づいて実施する。

なお、応募書類に不備のあった場合には、再提出を求める。期日内に再提出が無かった場合、その時点で不合格とし、評価を行わない。

ア 企画提案書等について、付紙の各評価項目に対して、審査員ごとに採点基準に基づき評価を行い採点する。

イ 上記の評価点を合計し、企画提案書等の評価総得点とする。

(2) 合否の判定

付紙における「必須」の評価項目について、審査員が、「評価項目を満足していない」と評価した項目が一項目でもあった場合は、不合格とする場合がある。

3 契約候補者の選定等

特段の問題がない限り、前項を総合的に判断して合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、得点が高い者を契約候補者とする。また、得点が高同点の場合は見積経費が低い者を契約候補者とする。

4 審査員

審査員は、以下のとおりとする。

防衛省職員：10名

提案資料等評価項目

項目	区分	評価項目
提案に関する要求事項	必須	1 動画制作コンセプトについて 事業の趣旨及び提案に関する前提条件を踏まえた提案がされており、特に以下に示す点について具体性及び有用性があるか。 (1) 募集対象者が海上自衛隊を検索するきっかけとなるか (2) 海上自衛隊を就職先として意識できる内容か (3) 指定するキャラクターの動画内での運用方法
	必須	2 制作した動画のPRの方法 予算内での実現性・妥当性があり、募集対象者やその親世代に多く視聴されうる手段が取られているか。
	加点	3 その他、自社の能力でアピールできることについて 全体コンセプトでアピールできることについて提案されており、具体性及び有用性があるか。
	必須	4 見積額について 予算額に応じた内容であり、金額に妥当性があるか。
	加点	5 上記以外で評価できる項目
	減点	6 減ざるべき項目